

公益社団法人 秋田県農業公社
建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人秋田県農業公社建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要綱（以下「要綱」という。）にもとづく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに10分の6から10分の8、10分の6から10分の9又は3分の2から10分の8（ただし、地質調査業務においては、3分の2から10分の9）の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。その額が入札比較価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額、入札比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務においては、その額が入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

①測量業務

調査基準価格の範囲 10分の6から10分の9

イ 直接測量費の額

ロ 測量調査費の額

ハ 諸経費に10分の6を乗じて得た額

②-1 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）

調査基準価格の範囲 3分の2から10分の8

イ 直接業務費に10分の9を乗じて得た額

ロ 技術経費及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額

②-2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）

調査基準価格の範囲 10分の6から10分の9

イ 直接人件費の額

ロ 直接経費の額

ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

二 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

③建築関係コンサルタント業務（工事監理含む）

調査基準価格の範囲 10分の6から10分の8

イ 直接人件費の額

ロ 特別経費の額

ハ 技術料等経費及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額

④－1 地質調査業務（解析等調査含まず）

調査基準価格の範囲 3分の2から10分の9

イ 直接調査費の額

ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

④－2 地質調査業務（解析等調査含む）

調査基準価格の範囲 3分の2から10分の9

イ 直接調査費の額

ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

二 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

（2）前号で定める額の端数処理は、次のとおりとする。

①業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。

②入札比較価格に10分の8又は9を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。

③入札比較価格に10分の6を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。

④入札比較価格に10分の8.5を乗じて得た額は、千円未満を切り捨てるものとする。

⑤入札比較価格に3分の2を乗じて得た額は、千円未満を切り上げるものとする。

（3）（1）に掲げる業務を複合的に発注する場合は、前号の規定によりそれぞれの業務ごとに得られる額を合計した額とする。

（4）業務等の性格上前号の規定により難しいものについては、（1）の算定方法にかかわらず10分の6から10分の9（ただし、地質調査業務においては、3分の2から10分の9）の範囲内で適宜の割合とする。

2 要綱第2条に規定する調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書（様式委1号）を作成するものとする。

（調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置）

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して落札決定を保留する旨を告知し入札を終了する。

- 2 要綱第3条第2項に規定する失格判断基準調査を実施する業務においては、入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の入札価格及び各入札者から入札時に提出された見積内訳明細書に基づき、最低価格入札者による入札が別表に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。
- 3 前項の調査において最低入札価格者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあっては、要綱第3条第2項に規定する詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。
- 4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあって、(1)～(4)に該当するものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。なお、(1)～(4)に示す、業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。
- (1) 測量業務においては、入札価格が設計上の直接測量費及び測量調査費の合計に10分の9.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計以上の場合。
- (2)－1 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）においては、入札価格が設計上の直接業務費の額に10分の8.5を乗じて得た額、技術経費及び諸経費の合計の額に10分の6を乗じて得た額の合計以上の場合。
- (2)－2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費で構成されている場合）においては、入札価格が設計上の直接人件費及び直接経費の合計に10分の9.5を乗じて得た額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額、一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計以上の場合。
- (3) 建築関係コンサルタント業務においては、入札価格が設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に10分の9.5を乗じて得た額、技術料等経費及び諸経費の合計の額に10分の6を乗じて得た額の合計以上の場合。
- (4)－1 地質調査業務（解析等調査含まず）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額及び間接調査費に10分の8.5を乗じて得た額、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計以上の場合。
- (4)－2 地質調査業務（解析等調査含む）においては、入札価格が設計上の直接調査費に10分の9.5を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の7.25を乗じて得た額、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計以上の場合。
- 5 前2項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、失格判断基準調査を実施しない業務において、前項(1)～(5)に該当する場合は、見積内訳書及び再委託に関する事項を除き、調査すべき事項の全部又は一部を省略することができるものとする。

る。

(1) 契約前の調査

- ①当該価格で入札した理由
- ②入札価格の見積内訳
- ③業務計画の内容
- ④配置技術者の保有する資格・経歴
- ⑤会社及び配置技術者の手持ち業務の状況
- ⑥手持ち機材の状況
- ⑦過去に受注した公共業務委託の成績状況
- ⑧再委託内容・金額及び再委託予定業者名
- ⑨経営状況
- ⑩調査協力状況
- ⑪その他必要な事項

(2) 契約後調査

- ①業務体制と実施状況
- ②業務計画と実施状況
- ③工程計画と進捗状況
- ④業務契約後の新たな業務の受注状況
- ⑤配置技術者等の労働時間及び賃金支払い状況
- ⑥再委託業者への支払い状況
- ⑦調達材料の数量及び調達価格
- ⑧その他必要な事項

6 前項に規定する詳細調査の調査内容は次によるものとする。

(1) 契約前の調査

- ①当該価格により入札した理由
 - イ 理由の根拠
 - ロ 理由の妥当性
- ②入札価格の見積内訳書
 - イ 入札価格に係る見積内訳書と仕様書の整合について
 - ・ 作業人工数と技術者単価（技術者数、作業員及び業務に係る拘束日数、労務単価の根拠等）
 - ・ 諸経費の内訳（直接人件費以外の人件費、法定福利費、福利厚生費等）
 - ・ 技術経費の内訳（技術者の技術力確保のために必要な経費）
 - ・ 外注費の内訳（具体的な見積書等）
 - ・ 使用機材の内訳
 - ・ 成果品の内訳
 - ロ 入札価格に係る見積内訳書の積算の適否について
 - ・ 違算の有無

- ・ 安価な積算の根拠及び理由

ハ 利益見通し

③業務計画の内容

- イ 概略の業務工程（個別業務の必要日数、技術者の拘束日数等）
- ロ 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、次期、内容等）
- ハ 業務組織計画（担当技術者及び実務担当者と担当部門の組織図）
- ニ 想定される成果品量（図面の種類と枚数、報告書の予定ページ等）
- ホ 業務に使用する主な基準書、図書類等

④配置技術者の保有する資格・経歴

- イ 管理技術者及び照査技術者の資格・経歴
- ロ 主任技術者の資格・経歴
- ハ 作業主任者の資格・経歴

⑤会社及び配置技術者の手持ち業務

- イ 会社の手持ち業務の状況
- ロ 技術者の保有状況及び配置状況
- ハ 配置技術者の手持ち業務数

⑥手持ち機材の状況

- イ 手持ち機材の有無及び仕様
- ロ 調達機材の有無及び仕様
- ハ 調達資材、調達予定業者及び入札者との関係

⑦過去に受注した公共業務委託の成績状況

- イ 公共業務委託名及び業務内容
- ロ 業務委託成績評定の点数

⑧再委託内容・金額及び再委託予定業者名

- イ 再委託内容、再委託予定業者名及び入札者との関係

⑨経営状況

- イ 過去2年の決算報告書
- ロ 取扱い金融機関名
- ハ 保証事業会社からの聞取り

⑩調査協力状況

- イ 低入札価格調査（契約前）回答書の内容及び提出期日
- ロ 事情聴取への対応状況

⑪その他必要な事項

(2) 契約後の調査

①業務体制と実施状況

- イ 業務計画書の業務体制に対する実施状況

②業務計画と実施状況

- イ 業務計画書の業務計画に対する実施状況

③工程計画と進捗状況

- イ 業務計画書の工程計画に対する進捗状況

④業務契約後の新たな業務の受注状況

- イ 新たに受注した業務委託の発注者及び業務内容
- ロ 新たに受注した業務委託への技術者の配置状況

⑤配置技術者等の労働時間及び賃金支払い状況

- イ 出勤簿、作業日報及び賃金台帳等による労働時間、賃金の確認
- ロ 入札価格にかかる見積内訳書と労働時間、賃金の整合について確認

⑥再委託業者への支払い状況

- イ 受払い簿等による支払い状況の確認

⑦調達材料の数量及び調達価格

- イ 受払い簿等による支払い状況の確認

⑧その他必要な事項

- 7 入札執行者は、第4項の規定に係わらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査を行うことができるものとする。
- 8 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。
- 9 入札執行者は、詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書（様式委2号）により資料提出を求めるものとする。
- 10 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式委3号）を作成するものとする。

（調査結果の報告）

第4条 調査結果の報告は、低入札価格調査表その他必要な資料を添えて、入札審査会に対して行うものとする。

（関係者への通知等）

第5条 入札執行者は、第3条第2項に規定する調査を実施した結果、落札者を決定した場合は、様式委7号により入札参加者全員に通知するものとする。

- 2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式委4号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式委7号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。
- 3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、次順位者を落札者として決定したときは、様式委5号により最低価格入札者に対して落札者とししないこととした旨を通知するとともに、入札結果通知書（様式委6号）により次順位者に対して落札者となった旨の通知をし、様式委7号により他の入札者全員に対して次順位者が落札者になった旨を通知するものとする。
- 4 入札執行者は、第3項による通知を行ったときは、速やかに低入札価格調査の結果の概要について、様式委15号により入札審査会委員長に報告するものとする。

(契約の特約)

第6条 入札執行者は、要綱第3条第2項の詳細調査を行い同第6条の規定により落札者が決定された場合は、業務の適正な履行を確保するため、契約書に別記1に掲げる条項を加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

ただし、要綱第6条第3項に該当する場合はこの限りでない。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和2年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

失格判断基準

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

(1) 入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあっては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格に相当する額とするものとする。

(2) 当該入札における見積内訳書の費目別金額が次のいずれかに該当すること。

なお、次の各項で得た額は千円未満を切り捨てるものとする。

①測量業務

イ 設計上の直接測量費及び調査測量費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。

ロ 設計上の諸経費の額に10分の4.0を乗じて得た額を下回っていること。

②－1 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接業務費＋技術経費及び諸経費）で構成されている場合）

イ 設計上の直接業務費の額に10分の8.0を乗じて得た額を下回っていること。

ロ 設計上の技術経費及び諸経費の合計の額に10分の6.0を乗じて得た額を下回っていること。

②－2 土木関係及び補償コンサルタント業務（業務価格が業務原価（直接原価＋その他原価）と一般管理費等で構成されている場合）

イ 設計上の直接人件費及び直接経費の合計の額に10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。

ロ 設計上のその他原価の額に10分の9.0を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

③建築関係コンサルタント業務

イ 設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に、10分の9.0を乗じて得た額を下回っていること。

ロ 設計上の技術料等経費及び諸経費の合計の額に10分の6.0を乗じて得た額を下回っていること。

④－1 地質調査業務（解析等調査含まず）

イ 設計上の直接調査費の額に10分の9.0を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8.0を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

ロ 設計上の諸経費の額に10分の4.0を乗じて得た額を下回っていること。

④－２地質調査業務（解析等調査含む）

イ 設計上の直接調査費の額に１０分の９．０を乗じて得た額及び間接調査費の額に１０分の８．０を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

ロ 設計上の諸経費の額に１０分の４．０を乗じて得た額及び解析等調査業務費の額に１０分の７．０を乗じて得た額の合計額を下回っていること。

⑤同上複合業務（①～④）

イ 同上の設計上の合計の額（該当するイの合計額）を下回っていること。

ロ 同上の設計上の合計の額（該当するロの合計額）を下回っていること。

(3)見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の直接業務費、技術経費及び諸経費又は直接測量費及び測量調査費、直接人件費及び直接経費、直接調査費及び間接調査費、解析等調査業務費及び諸経費、その他原価及び一般管理費等に相当する額を算出することができないこと（合計金額算出の際に、一括値引き等を行ったことにより、項目毎の額を算出することができない場合を含む）。

(様式委1号)

委託番号	
------	--

予 定 価 格 調 書

予 定 価 格 (税込) ¥ _____

入 札 比 較 価 格 (税抜) ¥ _____

調 査 基 準 価 格 (税込) ¥ _____

入札比較価格に対する 調査基準価格 (税抜)	
---------------------------	--

ただし、 _____ の予定価格

令和 年 月 日

委託価格 (税抜)	
-----------	--

職 氏 名

Ⓔ

(様式委 2 号)

秋農公 一

令和 年 月 日

様

公益社団法人秋田県農業公社

理事長 ○○ ○○

○○○○○○○○○○○○○○○○業務委託の入札における
低入札価格調査（契約前）について

標記について、低入札価格調査（契約前）回答書（様式委 2－1 号）により資料を提出してください。

なお、提出期限は令和 年 月 日までとします。

問い合わせ先

低入札価格調査（契約前）回答書

委 託 番 号		委 託 名	
委 託 場 所			
発 注 者 名			
会 社 名			
回答者職氏名	印		
入 札 年 月 日	令和 年 月 日	入 札 額	

回 答
①当該価格により入札した理由
②入札価格の見積内訳書（別紙可） ・作業人工数と技術者単価（技術者数、作業員および業務に係る拘束日数、労務単価の根拠等） ・諸経費の内訳（直接人件費以外の人件費、法定福利費、福利厚生費等） ・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費） ・外注費の内訳（具体的な見積書等） ・使用機材の内訳 ・成果品の内訳 ・利益見通し ・その他の内訳
③業務計画の内容（別紙可） ・当該業務を遂行する上での課題または、着眼点と問題解決等のための手段や設計手法、工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数、技術者の拘束日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等） ・業務組織計画（設計業務：管理技術者および照査技術者と実務担当者並びに担当部門の組織図） （測量業務：主任技術者および測量担当者と担当部門の組織図） （地質調査：作業責任者および作業の班編成とその内容） ・想定される成果品量（図面の種類と枚数、報告書の予定ページ等） ・業務に使用する主な基準書、図書類等

④配置技術者の保有する資格・経歴

- ・管理技術者が保有する資格・経歴
- ・照査技術者が保有する資格・経歴

⑤会社及び配置技術者の手持ち業務の状況（入札時現在の状況）

- ・会社の手持ち業務状況
- ・技術者の保有状況および配置状況
- ・管理技術者の手持ち業務数
- ・照査技術者の手持ち業務数

⑥手持ち機材の状況（別紙可）

- ・手持ち機材の有無および概要
- ・調達機材の有無および概要
- ・調達資材、調達予定業者名、入札者との関係

⑦過去に受注した公共業務委託名および発注者名（別紙可）

⑧再委託内容・金額及び再委託予定業者名

- ・再委託内容、再委託予定業者名、入札者との関係

⑨経営状況

- ・過去2年の決算報告書
- ・取扱い金融機関名

⑩その他調査によって求められた事項

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号または名称

代 表 者

印

低 入 札 価 格 調 査 表 (契約前)

発 注 課 所	部 課 調査担当責任者職・氏名		
委 託 名		委 託 場 所	
最低価格入札業者名			
1、最低入札価格(税抜)	千円 (対入札比較価格 %)		
2、調査基準価格(税抜)	調査基準価格	千円 (対入札比較価格 %)	
	入札比較価格	千円	
3、委 託 概 要			
4、調 査 項 目	調 査 結 果 の 概 要		
①当該価格で入札した理由			
②入札価格の見積内訳書			
③業務計画の内容			
④配置技術者の保有する 資格・経歴			
⑤会社及び配置技術者の手 持ち業務の状況			
⑥手持ち機材の状況			
⑦過去に受注した公共業務 委託の成績状況			
⑧再委託内容・金額及び 再委託予定業者名			
⑨経営状況			
⑩調査協力状況			
⑪その他必要な事項			
総 合 意 見			

(参考)

委 託 名					
工 種	設計金額(A)	業者見積金額(B)	差額(A-B)	B/A(%)	理 由

(様式委 4 号)

秋農公 一
令和 年 月 日

様

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

入 札 結 果 通 知 書

令和 年 月 日○○○○入札に付した次の業務委託について落札の決定を保留しておりましたが、貴社（企業体、方）の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、貴社（企業体、方）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

1. 委 託 名
2. 委 託 場 所
3. 委 託 期 間

(様式委 5 号)

秋農公 一

令和 年 月 日

様

公益社団法人秋田県農業公社

理事長 ○○ ○○

入 札 結 果 通 知 書

令和 年 月 日○○○○入札に付した次の業務委託について落札の決定を保留しておりましたが、貴社（企業体、方）の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、貴社（企業体、方）の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としなすことと決定しましたので通知します。

なお、 を落札者とししましたのでお知らせします。

1. 委 託 名
2. 委 託 場 所
3. 委 託 期 間

(様式委 6 号)

秋農公 ー

令和 年 月 日

様

公益社団法人秋田県農業公社

理事長 ○○ ○○

入 札 結 果 通 知 書

令和 年 月 日○○○○入札に付した次の業務委託について落札の決定を保留しておりましたが、最低入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められましたので、次順位者である貴社（企業体、方）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

1. 委 託 名
2. 委 託 場 所
3. 委 託 期 間

(様式委 7 号)

秋農公 一
令和 年 月 日

様

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 ○○ ○○

入 札 結 果 通 知 書

令和 年 月 日○○○○入札に付した次の業務委託について落札の決定を保留して
おりましたが、 を落札者とすることに決定しましたので通知します。

1. 委 託 名
2. 委 託 場 所
3. 委 託 期 間